

藤井寺市立幼稚園における園児数減少に伴う対応方針(案) パブリックコメントへの回答

1.パブリックコメント実施状況

- (1) 意見募集期間 令和8年8月18日(火)～令和8年9月17日(木)
- (2) 提出者数及び件数 9人 17件

2.お寄せいただいた意見と市の考え方

| No. | ご意見の内容(要旨)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ご意見への回答                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 今年度の入園できるなら卒園まで閉園しないでほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | この対応方針(案)の作成にあたっては、幼稚園における集団教育の効果の向上を図り、今後も豊かな幼児教育を保障するため、必要な園児数と当該園児数を下回る場合の対応、実施時期を明確化することを目的に、基準等の考え方を整理いたしました。<br>ご理解のほどよろしくお願いいたします。                                                                                                     |
| 2   | 年少からの保育がない為他市の私立に通わせての方が多く感じる。<br>他市は市立でも年少からの保育があると聞くので年少から保育をする事である程度の人数確保できるのではないと思う。<br>先生の確保などが難しいとは思うが前向きに検討して欲しいです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みに対して、1号認定こどもは現状で充足している状況です。<br>今後の公立保育施設の再編の詳細な検討を進める際には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。                                                                                                                            |
| 3   | 「幼保連携型認定こども園を増やしてほしい」<br>理由1<br>年子育児をする身として、就労状況にかかわらず利用できる(具体例:下の子の育休中であっても上の子を預けることができるなど)とありがたい。<br>理由2<br>復職後のことを考えると、預かり時間が幼稚園だと厳しいため、こども園になることで園の選択肢が増えるのでありがたい。<br><br>以上よろしく願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市立幼稚園・保育所等については、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)において、施設の老朽化状況等を考慮し、道明寺こども園を含めて幼保連携型認定こども園3園以内への再編を目指すこととしています。                                                                                                                                        |
| 4   | いきなり閉園というお知らせを受け、とても驚きました。<br>私には子どもが3人いて、上2人は既に道明寺南幼稚園を卒園して道明寺南小学校に通っています。<br>人数が減っているのは知っていましたが、市民病院跡のこども園もまだ出来上がっていないし、道明寺南幼稚園がなくなるなんて想像もしていませんでした。<br><br>昔から、3年保育にしてくれたらもっと入園する子が増えると思う、という意見が出ていたと思うのですが、私立との兼ね合いで、、、と検討する気もないという印象でした。<br>もしもっと早く3年保育にすることを検討し、実現できていたらこんなに多くの市立幼稚園が閉園に追い込まれることは防げたのではないのでしょうか。<br><br>3人目の子も、たとえ給食がなくても、2年保育でも、道明寺南幼稚園に入園させたかったです。<br><br>今更言っても無駄だとは思いましたが、保育所や私立の幼稚園に通う子が増えていても、市立幼稚園に入園させたいと思っている保護者もいることを知ってほしいと思い、投稿させていただきました。                                                                        | 本対応方針(案)については、市立幼稚園での集団教育の実施にあたり必要となる園児数の適正規模及び閉園の判断基準について整理したものであり、道明寺南幼稚園の閉園を決定したわけではありません。<br>市立幼稚園への入園を希望される方がいらっしゃることは承知しておりますが、園児数の減少傾向は今後も継続することが予想され、集団教育の実施が困難となる恐れがあることから、本対応方針(案)において適正規模及び閉園の判断基準を定めたものです。<br>ご理解のほどよろしくお願いいたします。 |
| 5   | 突然、上の子も通っていた幼稚園の閉園の話が出て戸惑っています。<br>距離の遠い幼稚園へ朝から弁当を作り送迎する家庭の負担。幼稚園内に同じ小学校へ行く友達がいらない場合。いろいろと不安が出てきます。<br>幼稚園を給食にして2・3号認定の方も利用しやすくする、閉園する前に代わりのこども園を作るなどできないものなのでしょうか。遊具をリニューアルする前に取り組んでいただきたい事案だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 市立幼稚園・保育所等については、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)において、施設の老朽化状況等を考慮し、道明寺こども園を含めて幼保連携型認定こども園3園以内への再編を目指すこととしています。<br>道明寺こども園以外の幼保連携型認定こども園への再編時期については今のところ未定ですが、幼保連携型認定こども園移行時に1号認定こどもに対する給食の実施を進めることとしています。                                             |
| 6   | 公立幼稚園のもつ役割として、1号認定の子どものセーフティネットとして、とある。それだけではなく、公立幼稚園の担う教育的意義、幼稚園教育要領に基づく、幼児期に必要な、遊びを通した教育、保育を行っていることについても重要視してほしいと考える。民間の参入など、悪いことではないが、公教育の担保をベースとしたものであってほしい。<br>公立の認定こども園として再編することで、その部分が担保できる方向性なのはとても重要なことだと思う。公立施設の整備や再編を通して、今後も持続的に質の高い幼児教育が行われていくことを望みます。<br>閉園となった幼稚園施設について、市内には子供が安心してのびのび遊べる場がまだまだ少ないと感じる(特に親から手が離れていく小学生の年代)市の規模的にも大規模な公園などは難しいが、そのような形で活用できるとありがたい。                                                                                                                                                                   | 今後の公立保育施設の再編の詳細な検討を進める際には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。<br>また、閉園となった市立幼稚園の施設については、教育施設であること及び各小学校に隣接している立地を考慮し、小学校と親和性の高い児童福祉施設等での活用を優先して検討いたします。                                                                                                    |
| 7   | 【建物の活用について】<br>道明寺南幼稚園の跡地は「病院跡地活用基本構想」において駐車場用途として位置づけられていますが、病院の建て替えには長期間(8年程度)を要する見込みである。閉園する場合、実際に駐車場として利用が開始されるまでには相当の空白期間が生じると考えられます。この間、施設を閉鎖したまま放置するのではなく、病院跡地の整備が本格化するまでの暫定活用として、南東エリアに不足している乳幼児向けの室内遊び場・つどいの広場として開放していただくよう要望します。恒久的な用途決定を待たず、空白期間だけでも子育て家庭が利用できる形にすることは、追加の大規模投資なしに実現可能な現実的な対応と考えます。                                                                                                                                                                                                                                      | 閉園となった市立幼稚園の施設については、教育施設であること及び各小学校に隣接している立地を考慮し、小学校と親和性の高い児童福祉施設等での活用を優先して検討いたします。                                                                                                                                                           |
| 8   | 7ページ「1.今後の進め方」で保育環境整備等を充実させるための具体的な取り組みとして、「〇近隣の保育所等と積極的に交流を図ります。〇市立幼稚園の園区廃止を検討し、保護者が希望する園に通園できるよう配慮します。〇送迎用駐車場の整備について検討します。〇職員体制について検討します。」と記載しています。<br>その一方で(前期計画)で、市立幼稚園における幼児教育の充実に向けて、「〇学級人数の拡充・集団教育の効果の向上を図ります。〇教育環境の向上を図ります。〇預かり保育を実施します。」を記載していました。<br>「対応方針(案)」の「保育環境整備等を充実させる具体的な取り組み」が、具体性・実現性に欠けるものとなっています。<br>せめて(前期計画)のように「市立幼稚園における幼児教育の充実」に向けて具体的な施策を示すべきです。                                                                                                                                                                        | 今後、市立幼稚園が園児数の減少により、適正規模での運営が難しくなった場合、閉園の判断基準に沿って閉園の対応を行います。その際に、本市の子どもにとって幼児期の教育にふさわしい環境を整えるための取組みとして、具体的に4つの取組みを示したものです。                                                                                                                     |
|     | 幼稚園児の人数が少ないからという理由で廃園するならば、ただ人数が入力されたデータを見て判断しただけで、4歳、5歳児の通える範囲・地理的なもの、民間幼稚園に通わせる経済的な負担、公立幼・小の連携などについては、ほとんど考察されていません。地域の中で子どもが育っていくことが子どもの安全にもつながること、今後のまちづくりにもつながることを考えると、安易に園児数のみで判断することは危険であり、将来に禍根を残すことになります。<br>「対応方針(案)」は、「廃園ありき」で貫かれていますが、これでは子どもと保護者に大きな負担や混乱を強いることになりかねません。少なくとも園児数の推移をより慎重に把握しながら、「募集停止」「休園」の方策についても提示すべきです。                                                                                                                                                                                                             | 就学前児童の人口の推移から、減少傾向は今後も継続することが予想されます。また、幼稚園は幼児期の子どもが初めて触れる社会として、人との様々な関わり合いを通して社会性を身につけていくことを大きな役割としております。このことから、子ども達が他者と出会い、関係を構築しながら学び合える環境づくりに注力しているところです。<br>幼稚園における集団教育の効果の向上を図るという観点から、本対応方針(案)においては「閉園」の対応としたものです。                      |
|     | 6ページ「2.適正規模の考え方」で「必要な園児数について」「下限を、一学年おおむね10人としします。」について、通常であれば審議会等を設置して審議した結果、公表されるべき内容です。<br>これまで藤井寺市は「何人を下回ったら廃園という明確な基準があるわけではない。」と説明してきました。<br>今回初めて「下限を、一学年おおむね10人」とした理由について、担当課は「藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則」に基づき、幼稚園に関する事務についてはこども施設課が所管し、その運営等を担当しております。このことから、市立幼稚園の園児数が減少している状況に対してどう対応していくか、こども施設課で考え方を整理し対応方針(案)を作成しているものです。」と説明しています。<br>「幼稚園に関する事務についてはこども施設課が所管し、その運営等を担当」とする根拠は、「藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部補助執行に関する規則」に明示されていません。<br>必要な審議会等を設置せず、「こども施設課で考え方を整理し対応方針(案)を作成している」とすることは、深刻な禍根を残すことになりかねませんので、改めて審議会等を設置して審議するよう求めます。 | 本対応方針(案)は、「藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則」に基づき、こども施設課において作成いたしました。<br>また、「適正規模」の検討にあたっては、園長経験者や、現場の幼稚園教諭等の意見も参考にしながら、考え方を整理したものであり、審議会等を設置して審議する予定はございません。                                                                                  |

| No. | ご意見の内容(要旨)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ご意見への回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 6ページ「2.適正規模の考え方」で「必要な園児数について」「下限を、一学年おおむね10人とします。」と記載しています。<br>しかし、今回初めて公表した市立幼稚園の適正規模について「下限を、一学年おおむね10人」とした教育的な根拠を何ら示すこともなく、合理的な説明も行っていません。これでは、担当課中心に便宜上「おおむね10人」の判断を示したものとわざわざを得ません。<br>とりわけ、「下限を、一学年おおむね10人」とする判断について、なぜ「一学年おおむね10人」とするのか教育的な根拠を明確に示して説明をすべきです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 幼稚園教育においては、子ども同士が関わり合いながら学んでいくことを重視していることから、一定の集団を形成できることは重要であると考えます。子どもたちがペアで話し合ったり、小グループで役割を分担して活動したりすることが可能になり、また、学びに必要な「多様な人間関係」を経験でき、他者との関わりを通じた社会性の育成等の教育的効果を高めることができる最低限の規模として、園児数の下限を、「一学年おおむね10人」としたものです。<br>この「適正規模」の検討にあたっては、園長経験者や、現場の幼稚園教諭等の意見も参考にしながら、考え方を整理したものです。                                  |
|     | 6ページ「3.閉園の判断基準」で「市立幼稚園の閉園の判断基準」を「〇毎年10月1日を基準日とし、翌年度の入園受付数により判断します。〇基準日において、適正規模を下回る場合は翌年度末をもって閉園とします。」と記載しています。<br>これまで藤井寺市は「近年の入園数の推移など総合的に見て、園の運営が難しいという判断が下れば休園ということになる。」と説明してきました。<br>これまでの経過からすれば「休園」の選択肢も示されるべきですが、今回初めて「閉園」のみに限定した基準を示しました。<br>これまでの経過から、6ページ、7ページの「閉園等の対応」には、「存続」はもちろん「休園」「募集停止」を含む表現であると考えるのが妥当です。これらの考え方を、適切に加筆するよう求めます。                                                                                                                                                                                                                        | 就学前児童の人口の推移から、減少傾向は今後も継続することが予想されます。また、幼稚園は幼児期の子どもが初めて触れる社会として、人との様々な関わり合いを通して社会性を身につけていくことを大きな役割としております。このことから、子ども達が他者と出会い、関係を構築しながら学び合える環境づくりに注力しているところです。<br>幼稚園における集団教育の効果の向上を図るという観点から、本対応方針(案)においては「閉園」の対応としたものです。                                                                                           |
|     | 「対応方針(案)」内の字句・表現を修正するよう求めます。<br>その1 1ページ「2.対応方針策定の目的」の中で「バランスを取りながら、認定こども園3園以内に再編」の「認定こども園」を(後期計画)で記載された「幼保連携型認定こども園」に修正するよう求めます。<br>その2 7ページ「1.今後の進め方」の中で「市立幼稚園の園区廃止を検討」の「園区」を「藤井寺市立幼稚園の通園区域に関する規則」で記載された「通園区域」に修正するよう求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ご指摘いただきましたとおり、1ページと7ページの該当部分を修正いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|     | 「対応方針(案)」で散見される「様々な工夫」は、「工夫」の域を脱して「施策・方策」のレベルに引き上げるべきです。<br>藤井寺市は、幼稚園の園児数を増やす取り組みについて「全園での預かり保育の実施をはじめ、3歳児向けの就園前教室である「あひる組」、就園前児童全般を対象とする「きらりキッズ」など、様々な取り組みを実施しております。市立幼稚園の取り組みを広く周知するため、市ホームページを利用して、園内の活動の様子をこまめに配信するよう努めております。園児募集も、様々な媒体を活用して広報を行うなど、市立幼稚園を周知するための取り組みを継続的に実施しております。」と説明してきました。<br>ところが、「対応方針(案)」では、「あひる組」について記載しているだけです。とりわけ令和3年度から全園での18時までの「預かり保育」実施について、担当課が「受付には全園ともオンライン窓口を利用しており、保護者、職員ともに利便性が高い環境を作れている」「現在の保護者のニーズはおおむね満たしている」「子どもと保護者の安心、安全な生活を支援するため、引き続き事業を継続していく」などと肯定的な評価をしておきながら、何ら記載しないのは不思議なことです。「預かり保育」について、「きらりキッズ」とともに加筆するよう求めます。 | 本対応方針(案)に記載する「様々な工夫」は、幼稚園の活動において園児数が少ない中でも、異年齢の交流や近隣保育所等との積極的な交流など、集団教育の効果を持続するための「様々な工夫」であり、ご意見にある園児数を増やための取組みである「預かり保育」や「あひる組」「きらりキッズ」とは区別しています。<br>ご理解のほどよろしく願いいたします。                                                                                                                                           |
|     | 藤井寺市において、3歳児保育に取り組んでいないため公立幼稚園園児数が減っているとの指摘があります。藤井寺市は「3歳児保育の実施は、現在策定を進めております市立幼稚園・保育所再編計画の後期計画の中で方向性をお示するとともに、その方向性に沿って検討が必要であると考えております。」と説明してきました。<br>ところが、(後期計画)は、「幼保連携型認定こども園移行時には、1号認定こどもに対する3歳児の定員確保及び給食実施を進めます。」と記載して、3歳児保育は幼保連携型認定こども園に限定した施策としました。そのため市立幼稚園での3歳児保育の実現は不可能となりました。<br>この考え方を、「対応方針(案)」でも踏襲しており、近隣自治体が3歳児保育を実施したことによって幼稚園園児数が増えている事実からも目をそらす結果となっています。<br>3歳児保育の実施を願う保護者の声に応えるためにも、改めて必要な検討を進めるよう求めます。                                                                                                                                              | 第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みに対して、1号認定こどもは現状で充足している状況です。<br>今後の公立保育施設の再編の詳細な検討を進める際には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。                                                                                                                                                                                                 |
| 9   | こども基本法第3条には、すべてのこども・若者について、その年齢および発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念としています。<br>また、第11条は、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを地方公共団体に義務付けています。<br>藤井寺市においても、施策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、施策に反映させることが求められています。<br>今回の「対応方針(案)」は、幼稚園に通園する子どもと保護者および今後幼稚園入園を考える保護者に不安や混乱をもたらす内容を含んでいます。にもかかわらず「対応方針(案)」作成に際して、子どもや保護者から要望や意見等を聞く機会を設けた形跡が見当たりません。<br>子ども、子育て当事者の意見も聞かず、ましてや施策に反映することもなく、他方で「市民への周知と丁寧な説明に努め」るとの記載には、強い違和感があります。<br>今からでも、子どもと子育て当事者から要望や意見を、聞く機会を設けて施策に反映させるべきです。           | 本対応方針(案)の作成にあたっては、園長経験者や、現場の幼稚園教諭等の意見も参考にしながら、考え方を整理したものです。<br>また、保護者や子育て中の方には、説明会やパブリックコメントにおいてご意見をお聞かせ頂き、策定を進めてまいりたいと考えております。                                                                                                                                                                                    |
|     | 令和11年度に4歳児(年中)になる子どもがいます。南幼稚園への入園も検討していましたが、資料を読み、閉園に伴い難しそうだと分かりました。<br><br>今年10月1日時点で、令和9年度の入園希望者が10名を下回った場合、令和10年3月末で閉園するという理解で合っていますでしょうか。<br><br>閉園決定になった場合は、他の幼稚園保育園の見学と検討を進めていかなければなりません。年少クラスからでしか入園が難しい園もあるかと思います。<br>早めに決定と、市のLINEや広報等でお知らせをいただきたいです。<br><br>藤井寺市内の幼稚園は、公立幼稚園と私立幼稚園1園のみです。私立幼稚園を希望しない家庭もあるかと思います。公立幼稚園の三年保育や給食の提供など、もっと充実していれば公立幼稚園への入園希望者も増えていたのではないかとと思います。南幼稚園も、道明寺こども園のようにせめて一号認定児への給食提供開始になることを期待していましたが、難しそうで残念です。<br>少子化で閉園統合されていくのは仕方ないと思いますが、藤井寺幼稚園が残るのであれば、早急に道明寺こども園と同じ内容の教育、保育の提供が開始されるよう希望します。                                      | ご認識のとおり、本対応方針(案)の考え方では、令和9年度の入園希望者が10名を下回った場合、令和10年3月末で閉園することとなります。もし、閉園が確定した場合には、具体的にお示しできる段階になりましたら、市の公式LINEアカウントによる配信や市ホームページ等でお伝えしたいと考えております。<br>また、市立幼稚園・保育所等については、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)において、施設の老朽化状況等を考慮し、道明寺こども園を含めて幼保連携型認定こども園3園以内への再編を目指すこととしています。<br>今後の公立保育施設の再編の詳細な検討を進める際には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 |